

△招 集

川越地区消防組合告示第十一号

平成三十年川越地区消防組合議会第四回臨時会を次のとおり招集する。

平成三十年十二月十九日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 平成三十年十二月二十六日 午後一時

二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

三 付議事件

(一) 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

△会 期

平成三十年十二月二十六日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

- 一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。
- 二、日程第四、会議録署名議員指名については、

小 峯 松 治 議員  
吉 野 郁 恵 議員 を指名する。

- 三、日程第五については、報告事項を公表した後、日程第六、議案第一二号を議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

この予定は、時間延長しても終了する。  
以上をもって第四回臨時会を閉会する。

△議事日程

平成三十年十二月二十六日 午後一時開議

- 日程第一 会期決定について
- 日程第二 議案提出書の公表について
- 日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について
- 日程第四 会議録署名議員指名について
- 日程第五 報告書の提出について
  - 報告第一 一号 専決処分報告について
  - 報告第二 二号 専決処分報告について
  - 報告第三 三号 専決処分の報告について
- 日程第六 議案第一二号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

△議場に出席した議員（二三人）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 第一番 菊地 敏昭 議員  | 第二番 飯野 徹也 議員  |
| 第三番 小峯 松治 議員  | 第四番 小林 一薫 議員  |
| 第五番 吉野 郁恵 議員  | 第六番 桐野 忠 議員   |
| 第七番 明ヶ戸亮太 議員  | 第八番 中原 秀文 議員  |
| 第九番 柿田 有一 議員  | 第一〇番 高橋 剛 議員  |
| 第一一番 関口 勇 議員  | 第二一番 小ノ澤哲也 議員 |
| 第一三番 片野 広隆 議員 |               |

△欠席議員（なし）

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

- |          |        |
|----------|--------|
| 管理者      | 川合 善明  |
| 副管理者     | 飯島 和夫  |
| 〃        | 栗原 薫   |
| 会計管理者    | 大原 誠   |
| 消防局長     | 岸田 隆   |
| 次長       | 比留間 富雄 |
| 〃        | 島村 昭仁  |
| 〃        | 岸 康弘   |
| 川越北消防署長  | 志村 和宏  |
| 川越中央消防署長 | 安田 勇次  |
| 川島消防署長   | 谷島 忠雄  |
| 総務課長     | 西村 政徳  |
| 救急課長     | 秋山 浩利  |
| 指揮統制課長   | 程島 秀二  |

△議場に出席した職員

書記長	小森谷 昌 弘
書 記	佐 藤 喜 幸
”	武 笠 浩
”	青 柳 慎次郎

△開 会（午後一時十分）

○小林 薫議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成三十年川越地区消防組合議会第四回臨時会の議会は成立しております。  
これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○小林 薫議長 直ちに会議を開きます。

日程に入ります。

日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第四回臨時会の会期を本日より一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第四回臨時会の会期を本日より一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○小林 薫議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。

（武笠 浩書記 朗読）

川消総発第九三二号

平成三十年十二月二十六日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫様

川越地区消防組合管理者 川合善明

議案の提出について（通知）

平成三十年本組合議会第四回臨時会に、次の議案を提出いたします。

記

一 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○小林 薫議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○小林 薫議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者より通知のありました出席者につきましては、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会議第九九号

平成三十年十二月十九日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小林 薫

出 席 要 求 書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十二月二十六日午後一時開会の川越地区消防組合議会第四回臨時会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第九三三号

平成三十年十二月二十六日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫様

川越地区消防組合管理者 川合善明

要求により、平成三十年本組合議会第四回臨時会に、別紙の者が出席します。

出 席 通 知 書

管理者 川合善明

副管理者 飯島和夫

〃 栗原 薫

会計管理者 大原 誠

消防局長 岸田 隆

次 長 比留間 富雄

〃 島村 昭仁

〃 岸 康弘

川越北消防署長 志村 和宏

川越中央消防署長 安田 勇次

川島消防署長 谷島 忠雄

総務課長 西村 政徳

救急課長 秋山 浩利

指揮統制課長 程島 秀二

△日程第四 会議録署名議員指名について

○小林 薫議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされ

た川越市議会会議規則第八十八条の規定により、

小 峯 松 治 議員

吉野 郁 惠 議員

を指名いたします。

△日程第五 報告書の提出について

○小林 薫議長 報告書の提出についてを議題といたします。

(武笠 浩書記 朗読)

川消総収第九三三号

平成三十年十二月二十六日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫様

川越地区消防組合管理者 川合善明

報告書の提出について(通知)

平成三十年本組合議会第四回臨時会に、次の議案を提出いたします。

記

一 専決処分報告について

二 専決処分報告について

三 専決処分の報告について

報告第一号

専決処分の報告について

地方自治法第百八十条第一項の規定により、議会において指定されている事項について別記のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。

平成三十年十二月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

報告第二号

専決処分の報告について

地方自治法第八十条第一項の規定により、議会において指定されている事項について別記のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。

平成三十年十二月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

報告第三号

専決処分について

地方自治法第八十条第一項の規定により、議会において指定されている事項について別記のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。

平成三十年十二月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△報告書の説明（消防局長）

○小林 薫議長 順次説明を願います。

（岸田 隆消防局長登壇）

○岸田 隆消防局長 報告第一号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件は、平成三十年九月三十日から十月一日までの間、台風第二十四号の暴風により、川越市大字鴨田六百二十二番地三、鴨田第二自警消防隊器具置き場のトタン屋根が飛散し、隣接住宅に駐車中の乗用車の屋根、フロントガラス等に当たり、乗用車が破損した事故の賠償金として、乗用車の修理費四十二万六千六百八十九円を相手方に支払うことについて、地方自治法第八十条第一項の規定により専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第二号、専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成三十年九月三十日から十月一日までの間、台風第二十四号の暴風により、川越市大字鴨田六百二十二番地三、鴨田第二自警消防隊器具置き場のトタン屋根が飛散し、隣接住宅に駐車中の乗用車の屋根、運転席ドア、フロントバンパー

等に当たり、乗用車が破損した事故の賠償金として、乗用車の修理費三十三万三千八百二十二円を相手方に支払うことについて、地方自治法第八十条第一項の規定により専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第三号、専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成三十年九月三十日から十月一日までの間、台風第二十四号の暴風により、川越市大字鴨田六百二十二番地三、鴨田第二自警消防隊器具置き場のトタン屋根が飛散し、隣接住宅北側のフェンスに当たり、フェンス一枚が破損した事故の賠償金として、アルミフェンス修理費四万三千百十三円を相手方に支払うことについて、地方自治法第八十条第一項の規定により専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告するものでございます。

以上、報告案件の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

△質 疑

○小林 薫議長 ただいまの報告につきまして御質疑ありませんか。

これをもって報告を終わります。

△日程第六 議案第一二号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例を定めることについて

○小林 薫議長 日程第六、議案第十二号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一二号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年十二月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明（消防局長）

○小林 薫議長 提案理由の説明をお願いします。

（岸田 隆消防局長登壇）

○岸田 隆消防局長 ただいま上程となりました議案第十二号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、人事院勧告の内容に準じて給与月額を改正しようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、給料表全体の給料月額を平均〇・二%引き上げようとするものでございます。職務級ごとの改定率につきましては、一級が〇・四%、二級から四級までが〇・二%、五級から八級までが〇・一%でございます。

次に、附則についてでございます。

附則第一項につきましては、本条例の施行期日等について定めようとするものでございます。施行期日につきましては公布の日とし、平成三十年四月一日から適用しようとするものでございます。

附則第二項につきましては、平成三十年四月一日前の異動者の号給の調整について定めようとするものでございます。

附則第三項につきましては、給与の内払いについて定めようとするものでございます。

附則第四項につきましては、規則への委任について定めようとするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○小林 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△閉 会

○小林 薫議長 以上をもちまして川越地区消防組合議会第四回臨時会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後一時二十分 閉会

△会議の結果

日程第一 会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二 議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の

報告について

出席者の一覧を配布した。

平成三十年川越地区消防組合議会第四回臨時会会議録

日程第 四

会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第 五 報告書の提出について

報告の説明を受けた。

日程第 六 議案第一二号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例を定めることについて

原案可決